

「学校給食室・保健室等空調設備整備事業」実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
1	実施方針	4	1.1.4.	(2)	※1	事業期間	夏季休業期間中の終期とは、8/25以降と考えてよろしいか。	8月25日（金）以降を想定しております。ただし昨今の情勢を鑑み、夏季休業期間の変動に伴う給食室の消毒時期を前後させる可能性があります。
2	実施方針	4	1.1.4.	(2)		事業期間	電気・計装部品等の製品納期が従来より長くなっています。設計期間後に機器等発注した場合、夏期休業期間中に納品できない製品が出てくる可能性があります。その場合給食室等の施工完了時期の遅延は認められますでしょうか。	電気・計装部品の調達に関する情勢が原因で、機器等発注後、予定通りに納品できない製品があった場合、給食室等の施工完了時期の遅延を認めます。ただし、市・事業者双方において、給食の提供に支障をきたさないよう努めるものとします。
3	実施方針	7	2.2.1.			スケジュール	入札公告及び入札説明書等の公表後も現地見学会は開催されますでしょうか。	入札公告及び入札説明書等の公表後の現地見学会は予定しておりませんが、入札参加者からの要望があれば現地見学会の開催を検討いたします。
4	実施方針	7	2.2.2.	(2)	イ、ウ	現地見学会	1グループあたりの参加人数5名とありますが、2～3班に分かれる場合の各班の参加可能最大人数は何名でしょうか。	参加最大人数は1班あたり5名までとします。
5	実施方針	11	2.3.1.		オ	参加条件	SPCの設立は必須でしょうか。SPCを設立せず企業単体が事業者として参加することは可能ですでしょうか。	SPCの設立の有無は提案者の任意とします。これについては、入札説明書の公表をもって実施方針の内容を修正するものとします。
6	実施方針	20	別添資料1			リスク分担表	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）は施工期間の対応と考えてよろしいか。維持管理時にも該当する場合、条例などの基準値をクリアしていた場合には事業者側に責はないと考えてよろしいか。	「共通」のリスク項目としていることから、維持管理期間も含めた事業期間中での対応としてください。また、条例などで定める基準値の他、要求水準書（案）P.1 1.2.2.に記載のある法令等の基準値を満たしていた場合、事業者側の責はないものとします。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
7	要求水準書	4	1.2.3.			スケジュール	夏季休業期間後に稼働させる機器や更新対象室の機器、その他2024年3月31日以前に稼働させた機器の稼働状況の報告は不要と考えてよろしいか。	夏季休業期間後から2024年3月31日までに稼働させた機器は試運転調整作業の一環として稼働させたものと認識し、維持管理業務の報告としては不要ですが、要求水準書に定める試運転調整記録を提出してください。
8	要求水準書	4	1.2.3.			スケジュール	スケジュール表が「給食室以外の室」と「給食室」に分けて記載頂いていますが、内容が同一です。下記※記載事項以外に何か違いがあるのでしょうか？	内容は同一ですが、給食室について※印の事項に特に留意することとしてください。
9	要求水準書	4	1.2.3.			スケジュール	夏季休業期間後の給食室の空調操作は手元のみ可で職員室（集中リモコン）からの操作はできない状態でよいか。	夏季休業期間後から2024年3月31日までの給食室の空調操作については、ご理解のとおりです。
10	要求水準書	4	1.2.3.			スケジュール	給食室のフェンス工事は夏期休業期間中までに完了させる必要はありますでしょうか。	給食室のフェンス工事についても通年施工可能とします。
11	要求水準書	4	1.2.3.			スケジュール	高花平小学校は、仮使用認定の2024年2月中旬ごろから2024年3月31日の間のみ施工可能との考えでよろしいか。仮使用認定が遅れた場合は施工完了も遅れてもよいとの考えでよろしいか。	ご理解のとおりです。ただし、2024年3月31日に間に合うよう努めることとしてください
12	要求水準書	6	1.2.4.			対象室	将来的に可動間仕切りの設置が見込まれる室は、表中の対象室数に加味されていると考えればよろしいか。そうでない場合、将来的に可動間仕切りの設置が見込まれる室をご指示頂けませんでしょうか。	入札公告時に可能な範囲でお示しします。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
13	要求水準書	12	3.3.1.	(1)	ク	一般的要件	「やむを得ず空調設備を撤去できない場合」には、撤去のためだけに天井開口や壁面開口、掘削作業、足場設置、高所作業車の手配が必要な場合は含まれますでしょうか。	露出部は撤去してください。露出部以外については、市と事業者との協議とします。
14	要求水準書	12	3.3.1.	(1)	ク	一般的要件	配管支持材は残置でよろしいか。	No.13の回答を参照してください。
15	要求水準書	12	3.3.1.	(1)	ク	一般的要件	更新後機器を既設と違う場所に設置する場合、既存の基礎、フェンスは撤去が必要でしょうか。	更新後機器を既設と違う場所に設置する場合、既存の基礎、フェンスは撤去してください。
16	要求水準書	12	3.3.1.	(1)		既設の再利用	既設の基礎やフェンスは再使用してもよろしいか。	既設の基礎については、事業者により再使用が可能と判断された場合、可とします。フェンスについては、すべて新設するものとします。
17	要求水準書	13	3.3.1.	(1)	セ	既設の再利用	施工銘板の取付が必要な空調設備は、室外機・室内機と考えればよろしいか。	室外機・室内機に加え、既設設備と明確に区別するために本事業において整備される設備への取付を求めます。たとえば、本事業において変圧器を更新する場合は、施工銘板の取付が必要です。
18	要求水準書	13	3.3.1.	(1)	セ	既設の再利用	施工銘板に記載する事項から施工者は除外してよろしいか。受託者（事業者）が維持管理窓口となるため。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
19	要求水準書	13	3.3.1.	(2)	ア	既設の再利用	配管洗浄等と記載がありますが、配管洗浄の実施有無は事業者判断と考えればよろしいか。	配管洗浄の有無は事業者判断とします。ただし、配管洗浄を行わなかった場合でも、必要な措置を講じた上で再使用の可否を判断するものとし、行った措置について市に示してください。なお後段については、入札説明書等公表時に文言の修正を行うものとします。
20	要求水準書	13	3.3.1.	(2)	ア	既設の再利用	既設の配線も配管同様に事業者判断で再使用することは可能でしょうか。	No. 19の回答を参照してください。
21	要求水準書	13	3.3.1.	(2)		既設の再利用	更新機器の電力量の計量は不要でしょうか。	更新機器の電力量の計量は必要とします。
22	要求水準書	15	3.3.1.	(5)	ケ	一般的要件	仮に9月から使用できた状態にした場合。3月末までにフィルター清掃は何回必要でしょうか。	給食室以外の空調機に対するフィルター清掃については任意とします。給食室の空調機に対するフィルター清掃については、少なくとも1回行うこととし、給食の調理及び提供に支障をきたさないよう努めるものとしてください。
23	要求水準書	18	3.3.2.	(2)	カ	調整業務	現在予定されている工事の概要と工期をご提示頂けませんでしょうか。	入札公告時に可能な範囲でお示しします。
24	要求水準書	18	3.3.2.	(2)	カ	調整業務	記載なき他案件の工事等が発生した場合、調整は行うが本工事の工期が優先されると考えてよろしいか。	事業契約後、市との協議とします。
25	要求水準書	20	5			維持管理業務	屋根断熱改修に必要な維持管理業務はなしと考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	22	5.3.1.	(3)	ウ	性能基準	空調機のメーカーによっては回収できなかったり、データの記録が困難な項目があります。その際には、提出項目について別途協議の上、事業契約書に定めることとすることは可能でしょうか。	入札公告時に示します。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
27	要求水準書	22	5.3.1.	(3)	ウ	性能基準	学校別の外気温度は計測および記録は必須でしょうか。四日市地方気象台における1時間ごとの外気温度で代用することは可能でしょうか。P.47②では気象台データを使用するとあります。	入札公告時に示します。
28	要求水準書	27	7.1.		ア	性能水準	「7.2.1.一般-27-事項」に示す室内温度条件とは屋内条件の乾球温度[℃]と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	27	7.2.1.		オ	一般事項	屋外にて室外機の設置が不可な場所については、現地見学会でご指示頂くことは可能でしょうか。	現地見学会での室外機の設置位置に関する指示は致しかねます。事業契約後、事業者による提案に基づき、市と協議をすることとします。
30	要求水準書	28	7.2.1.		タ	一般事項	屋内露出配線の内、集中リモコンへの配線では施工性・景観の観点からC型メタルモール施工とすることも可能でしょうか。	可能です。
31	要求水準書	28	7.2.1.		チ	一般事項	既設地中管路に空きがない場合には、架空配線を検討してよいということでしょうか。	学校運営に支障がなく、地中管路の追加が現実的でない場合は、検討可能とします。
32	要求水準書	30 32	7.2.1.			空調設備設計条件	給食室の必要内部負荷はご提示頂けませんでしょうか。	貸与資料および今後予定している現地見学会での現状把握により判断してください。
33	要求水準書	30 32	7.2.1.			空調設備設計条件	外気負荷に機械換気及び自然換気とする。と記載頂いていますが、具体的数値を提示頂けませんでしょうか。	No.32の回答を参照してください。
34	要求水準書	30 32	7.2.1.			空調設備設計条件	給食室は、設置された換気(排気)設備を全て稼働した場合に指定された屋内環境にすることができる空調機器を選定する必要がありますのでしょうか。それともご指示頂いた設計条件を満たしていればよいのでしょうか。	前段のとおりです。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
35	要求水準書	33	7.2.2.		ケ	室外機	フェンスを設置する場合、室外機を保護するためのカバーは不要と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書	33	7.2.2.		ケ	室外機	フェンスは、建物に面する側も必要でしょうか。	不要です。ただし、扉フェンス以外からフェンス内に侵入できない様に配置してください。
37	要求水準書	33	7.2.2.		ケ	室外機	パッケージエアコン（全面吹出）やルームエアコンには保護ネット（メーカーオプション品）等を設置することでフェンスは不要とすることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	33	7.2.2.			室外機	パッケージエアコン（全面吹出）やルームエアコンの室外機基礎に基礎ブロックを使用することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書	33	7.2.2.		ス	室外機	室外機設置位置が市又は学校の希望で配管上部となる場合の移設等の対応費用等は別途と考えてよろしいか。	事業契約後、市との協議とします。
40	要求水準書	34	7.3.1. 7.3.2.		キ イ	冷媒管 ドレン管	屋内露出の仕上げは樹脂カバーとすることとありますが、施工性の点からラッキングで仕上げることも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	34	7.3.			配管設備	7.3.1.アでは経済的に最も効率の良いルートを選択し配管すること。7.3.3.アには配管は原則隠蔽仕上げと記載がありますが、経済的（コストや工期等）観点から隠蔽でなく露出仕上げを選択することも協議の上可能との認識でよろしいか。	給食室については、原則隠蔽仕上げとしてください。 給食室以外の室については、現場状況を踏まえた上で、経済的（コストや工期等）観点から協議の上可能とします。
42	要求水準書	34	7.5.		ア	エネルギー 供給設備	エネルギー種別の選択の観点には、施工費用や施工性も含まれると考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問及び意見	回答
43	要求水準書	37	8			提出書類	文頭に、「事前に市と協議した様式にて作成し、原則、電子媒体として提出することとし、市が求める場合は紙媒体として提出すること。」と記載がありますが、以降の表の媒体種別の「紙」の欄に○印がついています。「紙」の欄に○印のある項目について市が求めた場合のみ提出するとの考えでよろしいか。	入札公告時に示します。
44	要求水準書	37	8			提出書類	提出書類は、表に記載のある項目を参考に協議の上決定すると思えばよろしいか。	入札公告時に示します。
45	要求水準書	37	8			提出書類	8.1.1～8.2.3は所有者移転業務時に提出との記載は誤りではないか。	要求水準書P.37「なお、8.1.1～8.2.3は所有者移転業務時、8.2.4は維持管理業務完了時に提出すること。」の記載を削除とします。
46	要求水準書	44	8.2.4.		イ	半期業務報告書	⑤の項目について、代表日（モニタリング日）のみの提出でよろしいか。	入札公告時に示します。
47	要求水準書	44	8.2.4.		イ	半期業務報告書	⑤の項目について、容易に収集できないメーカーを選択した場合には提出しなくてもよいか。	入札公告時に示します。
48	要求水準書	44	8.2.4.		イ	半期業務報告書	⑥の外気温度は気象庁データの月別データ（各日の最高気温や最低気温等）を提出すればよろしいか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書						各校の平面図をCADデータにて提供頂くことは可能でしょうか。	貸与資料に追加します。既出資料の貸与申込が済んでおり、当該CADデータの貸与を希望する場合は、実施方針P.19 8.5.「問い合わせ先」に記載の担当者までお申し出ください。